

漢字文化圏諸国の漢字政策

白 木 進

▽始めに

国語・国字の論議が盛んである。喜ばしい事だ。国民の或いは民族の、その国語・国字に対する愛着は、本能的であり、ともすれば盲目的でさえある。父祖代々伝え来つた国語、幼き日より慣れ親んだ国字に、新たな改革が加えられる時、我々は得て保守的である。

然しコトバは常に変遷し、文字も亦流転する。変動が落着いた時は沈滞であり、静止した時は退歩である。駆使する国民は、不断に之を改善補修して前進を続けねばならぬ。今や外国との交流はいよいよ繁く、経済に文化に国力を賭しての競争が営まれている時、我のコトバや文字も亦、彼の能率効用に比して劣ってはなるまい。

「人のフリ見て我がフリ直せ」

我らは、我が文化の伝統を守りつつも、而かも彼を顧みる事を怠るまい。ここでは特に漢字の問題についてその背景を探り、今後日本の在るべき方向を考えて見たい。

▽文字の発生と発達

コトバの歴史は恐らく人類の歴史と同じ位に古いと思われるが、

絵の歴史も古い。今残る最古の壁画はオーリニヤック期やマグダレニアン期の洞窟のものあり、数万年前のもの。然し絵は文字ではない。絵が読まれる（音を持つ）時、それは絵文字となる。絵文字は文字の祖であり、それはやがて象形文字、楔形文字とつながる。

「魚」の絵文字

絵文字は、年代記、通信、掲示などに用いられた。個人の個性的な絵ではなく、見る人々に解きのできる、慣習的に使用される絵。形の小、位置の上下左右、またそれらの組合せで意味を表現した。



エジプト

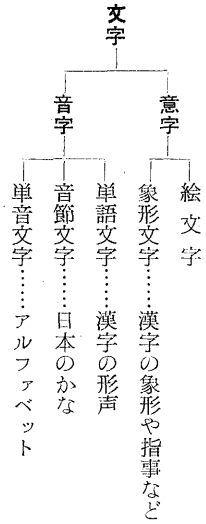


北米イン
ディアン



中国

中国やエジプトに発生した象形文字、アッシリヤ、バビロニヤに行われた楔形文字は、文化の進展と共に、書き易い形へ、そして音字へと移行する。文字発達の過程は、
絵文字↓象形文字↓音節文字↓単音文字
の傾向をたどる。分類すると、



▽文字の運用

○句読点・分かち書き

文字を連ねてコトバを写す時、古は何れの文字もみな「ベタ書」であった。ヨーロッパで始めて分かち書を試みたのはアルクイン・フォン・ヨルク（八〇四年歿）で、児童へより分かり易く教育するためであった。

漢字は元来一字一語であるから、それ自体すでに分かち書ともいえるが、文としてはどこで切るかが問題で、最近では読み易く、句読点が施される。

日本文は始め漢字、平安朝以後はかなの発明によるかな文、そして漢字・かな交り文が行われて今に至っているが、大抵ベタ書である。然し何時の頃よりか濁点[。]が加えられ、句読点[。]がつき、最近では分かち書も考慮されるようになった。

○書く方向

A 縦書——右起し縦書……中国文

左起し縦書……蒙文 満文

B 横書——右起し横書……アラビヤ文字

左起し横書……藏文



日本文の左横書について

日本の文章は従来、漢字文、かな文、漢字・かな交り文を問わず、縦書であったが、江戸期すでに新井白石の論あり、明治に入つては心理学者元良勇次郎に「横読、縦読の利害について」の発表あり、山下芳太郎に「ヨコガキカタカナの研究あり、昭和には国語審議会の答申「国語ノ横書ニ関スル件」(17・7) 同「文書を横書きにする利点」(26・6) などの後、内閣通知「公用文の左横書について」(27・4) となり、昭和34・9、次官会議での決定で「左横書」が採用されている。

然るに

1、戦後の国語・国字改善政策には協力的である新聞が、この点については依然縦書である。

2、雑誌、週刊誌も特殊のものを除いて縦書。「太陽」の如きは去る七月号より却つて右表紙の縦書に逆戻りした。

3、中共も一九五五年正月より左横組を決定したが、兗機関紙の人民日報を除いた諸新聞は殆ど縦書である。

ことは、漢字或いは漢字・かな交り文の左横書には、なお考慮工夫すべき余地があるのであろう。

4、また漢字やかなの筆使いが、

山 ↓ 川 ↓

あ ↙ う ↘ ア ↙ ウ ↘

の如く、左上から始まり、右下で止めて下へ向う運びとなっている
点は、

a ↗ e ↗

アルファベットの方向と大いに異なるので、日本文を左横書とする
には、書体の工夫も必要かと思われる。

▽漢字の歴史

漢字は世界最古の文字の一つであり、彫刻(亀甲、獣骨文、金石文)期から、漆で竹や木の筆を使った蝌蚪文字を経、やがて墨、毛筆、紙を発明するに至ってより美しく、より書き易い字体へと移って行く。

殷虚文字—金文—籀文(大篆)—小篆—隸書—八分—章草—楷書—草書—行書……(簡体字)

文字の利用が広がり、書写の場が多くなれば、勢いスピードが要求され、公でないものには符号や略体が考案され、唐代の小説などには既に多く見られる。現在中共が決定し使用している多くの簡体字は、それらの整理であり集大成でもある。

注(1) 殷虚の獣骨文、アッシリヤの楔形文などは彫刻である。日本語の「書く」の語源は「掘く」(刻む、傷をつける)で、之はwrite(流)とreissen(掘)と同く。

▽漢字文化圏諸国の漢字政策

1、契丹文字 …… 西夏文字 …… 女真文字

例 遼 砮(皇后) 帝(王) 天(天)

契丹(遼)は九二〇年、漢字に似た契丹文字を作る。

西夏は契丹にならい、一〇三六年、漢字と契丹文字をまねて西夏文字を作る。凡そ六千三百字。

女真(金)も一四五年、漢字、契丹文字を参考にして女真文字を作る。何れも今はその国みな亡び、文字も亦みな死字となる。

備考 (1) 契丹 外国から中国をカタイと呼ぶは契丹の詠り。
(2) 西夏文字は京大西田龍雄の研究あり。

(3) 井上清は「敦煌」を始め一連の西夏ものを書いてる。

2、僮族文字 越南の字喃

僮族は広西省の北部や貴州省に住む少数民族。漢字を利用して一種の形声文字を作り、今も使用している。例 𠵼(意トウ) — 音書 𠵼(意ウル) — 音開 𠵼(意テン) — 音巴

越南(旧安南)の字喃

越南語は修飾語が後に来るので、越南は「南の越」、字喃は「南の字」の意。

ベトナムはVIET-NAM(越南)人は自らを南越と考え、漢字文化圏の国で、古くは公式文書など総べて漢字で書いた。地名のハ

ノイ(河内) サイゴン(西貢) など漢字が充てられ、人名も例えばホーチミンは胡志明(亡命中は阮 愛 国と名のつた)と書くところであらう。

字喃(chu-nôm)は安南式中国文字で、漢字の偏旁を使って安南語を表わしたもの。

例 𠵼ークラベル(会意) 𠵼ータベル(形声) 悲ームレ(仮借)

一八八七年仏領となり、宣教師の手で綴られたローマ字が漢字に代わる。フランス式綴りで符号を多用する。

quoc-ngu(國語) Dai. Su. Qan(大使館) Da. Dao. Cong. San(打倒共産) Dai. Lo. Cong. Hoa(共和大陸)

3、朝鮮

早く漢字を採用したが、言語は本質的に異なるので、新羅の薛稷が吏読リト(日本の万葉仮名に当る)を發明した。更にその後一四四三年、独特の諺文を作り、李朝の世宗は一四四六年、訓民正音として公布した。

諺文とは「俗なる文字」の意で謙遜した名。今は諺ハングル言(大いなる文字の意)という。

ハングルは母音21、子音19、合わせて40字で、独特の勝れた表音文字である。ハングルは縦書も横書も自由であるが、現在は多く左横書き。単音文字だが、組み合せて音節文字ともなる。江戸期に唱えられた日本の日文(音節文字)は之をまねている。

○北(朝鮮人民共和国)漢字を廢して、ハングルのみを用う。

漢字文化圈諸國の漢字政策

○南(大韓民國) 独立直後は漢字全廢論が強かったが、論争の結果、一定の枠内で漢字の使用も認め(制限漢字一三〇〇字)現在ではハングルと併用している。但し國語論者の多数はやはり漢字廢止論であり、國の方針も廢止の方向だという。

4、中国

世界最古の文明發祥地の一つとして、常に四圍に君臨し、自らは中華と称して永く繁榮と尊大を失わなかつた漢民族は、己の持つ漢字文化に誇りをこそ持て、之に疑惑を抱くことなど絶えて無かつたが、仏教の伝来と共にサンスクリットを知り、歐文横文字は明代、宣教師の渡来により、教会ローマ字として紹介されている。

始めて漢字へ疑惑を抱き、改革を企てたのは福建の盧翹章で、教會ローマ字にヒントを得て十数年の苦心の末、55の記号を選び、ローマ字式字母として之を「第一快切音新字」として發表したのは一八九二年(清朝光緒18年日清戦争の前々年)であつた。盧に次いで同様の企てが(特に南方に)多く發表されるが、中には「傳音快字」(蔡錫勇著)の如き速記式もあつた。一方日本の片仮名の如く、漢字からヒントを得た表音文字「王照」官話合声字母(一九〇〇年)「盧翹章」中国切音新字(一九〇六年)等も出る。

○中華民國 一九一二年、清朝滅び中華民國が成立する。この年七月十日、北京の教育部では早くも「採用切音字母案」が通過したが、翌年読音統一会の審議を経て、名は「注音字母」と決定、發音記号として政府から公布されたのは一九一八年十一月二十三日であつた。(三十九個字母)

(イ) 蔣介石政権は之を引継ぎ、一九四九年、台湾移行後も変ることなく、現在も漢字を用い、直書（縦書）である。

(ロ) 中共（毛沢東政権）

魯迅は一九三四年八月三日、社会日報に「漢字と大衆は両立しない、大衆語文を広めるにはラテン化（ローマ字）の外はない。」ことを発表、同年八月、中文ラテン化研究会が上海に生れ、ラテン化新文字運動は理論より実践へと移る。延安では教育部にラテン化幹部訓練班を設け、農民のために新文字夜学校を作り、大いに普及の勢に在ったが、一九四三年に至り、この運動はにわか識字教育に切り換えられる。その理由は左の通り。

農民側から

折角文字を習ったが一般に通じない。官吏や地主商人などの用いている漢字を習いたい。

知識階級の側から

- 1、すべての必要な文献を新文字で印刷はできぬ。
- 2、既に漢字を習得している者には、再教育が難しい。
- 3、新文字の普及には、方言（特に音調）の統一、標準語の制定など為すべき仕事と年月とを要する。

(注) 清朝から中華民國へかけての国語・国字運動の顛末については倉石武四郎「漢字の運命」（附27「岩波新書」）に詳しい。

中共の最近の状況

一九四〇年、毛沢東は新民主主義論、十五「民族的、科学的、大衆的文化」にいう。

……為達此目的、文字必須在一定条件下、加以改革。言語必須接近民衆。須知民衆就是革命文化的無限豊富的源泉。

一九四九年、中共政権樹立（前詳紀元を用い、之を公年という。）

一九五〇年六月、常用字と簡易化との仕事を始める。

一九五一年、毛沢東の言として、

「文字改革は世界の文字に共通する表音文字の方向に進まなければならない。一文字必須改革、要走世界文字共同的拼音方向。但しそれは民族形式でなければいけない。その文字は漢字に基づいて定められなければならない。字母必須採取民族形式、云々」

(注) 毛沢東選集は現在四冊刊行。一九四九年九月までの著作が載る。一九五一年の右の発言は、中国文字改革研究会発表会式（一九五二年二月）に於ける馬叙倫会長および吳玉章副会長の挨拶の中に引かる。

一九五二年六月五日、一等常用字二〇一〇字、次等常用字四九〇字共一五〇〇字を公布。一九五五年一月、中国文字改革委員会より、漢字簡化方案の草案が出る。

方法

- 1 筆画の簡略化
- 2 字数の簡略化
- 3 書き方の簡略化

一九五六年一月、國務院より漢字簡化方案が出る。

- 1 漢字簡化第一表 二三〇字（従来から使われていたもの）
- 2 簡化漢字第二表 二八五字（補充、修正することもある。）
- 3 漢字偏旁簡化表 五四

(注) 1、漢字の字形の大きな変遷は、後漢の楷・行・草体で一応終り、その後は公の文書や印刷（木版、石印、活字版）には楷

書が用いられたが、個人的な書写や小説本などには多くの略字
体が生れている。漢字簡化方案にはそれらの一般的なものが採
用された外、偏旁の簡化（言→讠、東→東など）により、略化
された文字は通常のものでも三千を数える。

2、簡化字总表檢字（小型本 64頁）が出ている。

3、中共発表の簡化字と日本の当用漢字中の略体とは、一致する
のは僅かに65字、大部分は別字である。

一九五七、一一、一、ローマ字案が國務院で採択される。（字母
26字）

要之、中共の文字改革は

単音節 的中國語より ↓ 多音節 的中國語へ
四 声 無四声

の方向に在るといえよう。

○鄭林曦は、中国文字為什麼必須走向拼音化の二に詞彙的多音節
化を説き、

篇名 多音節詞% 単音節詞%

水滸伝 七〇 三〇

紅樓夢 六四 三六

毛沢東号 七六・五 二三・五
（新詩）

と表示している。（中国文字改革問題 49 ぺ）

○ローマ字草案では四声は未だ残されている。その符号は、

陰平 一 陽平 / 上声 √ 去声、

陳文彬は言う、

漢字文化圈諸國の漢字政策

漢語は、広東語の九声（八、七、六、五）↓北京語の四声↓滬
の三声↓甘肅東部の二声

の如き發展傾向に在るようだが、科学的な調査研究は未だできて
いない。（中国の文字改革附録）

中共は上述の如く、將來の国字としては既に一九五七年にラテン化
新文字案を採択し、音字への転換を指向したが、現在は過渡期として
漢字を制限して使用、特に簡易体を推進している。而して小学
一、二年生の語文（国語）教科書にはローマ字を発音記号として併
記するが、それは漢字音教育の統一、方言の調整に役立っていると思
われる。伝えられる所の紅衛兵の交流や集会、各地方から北京へ
集って大会が開ける如きは、教育の普及、コトバの調整、音韻の統
一に効果を挙げている証左であろう。

○世界で使われる文字は、意字は多くは亡んで音字へ移行してい
る。蓋し両者を比較すると、

意字

1 字画が煩瑣

2 字数が多く必要

3 一部知識人の専有となり勝ち

音字

1 字画少く書き易い

2 一定で増さぬ

3 大衆的である

などが挙げられる。然るに意字の代表ともいへば漢字が、字画は
世界文字中で最も複雑（三十画、四十画も少なくない）例えは靈體
は皮証切、雷の声・39画）で、字数も最も多い（康熙字典は正篇四
二、一七四字、補遺六、四六七字で計四八、六四二字。集韻は五
三、五二五字）漢字が、今日も脈々として生きている理由を考えて
見ると、

1 中国語が孤立語で語尾変化などなく、一字一語の漢字とマッチしている。

2 母体である中国人が民族として繁栄を続け、常に国家として優位に在り、今日も七億の大人を擁し、依然文明を維持している。

3 漢字は象形文字として出発したが、その後意字としての特長は持続しながら、而かも漸次に変化修正され、音字の性格も兼ね備えられた。

説文解字によれば、許慎のいう文（象形と指事）は象形の範疇であるが、字（会意と形声）、とくに形声は表音の性格を持ち、而して漢字の大部分はこの形声である。即ち説文九、三五三字を分類表示すれば、

象形	二六四	三九三	4.2%
指事	一二九		
会意	一一五四		13.4%
形声	七七〇六		82.4%

（転注、假借は第二次的用法なので触れない）

となり、表音字である形声が許慎の時に既に82.4%を占めているのであり、その後増加した漢字は象形ではなく形声だと思われるので、形声字の占める比率は更に大きい筈である。

4 中国語は単音節語であり、漢字は単音節文字で同音語、同音字が多いが、この弊を少くするため、四声を頒げ、又、熟語を作るなどして多音節語を増している。

などが挙げられる。

5、日本

わが国民がその昔漢字を輸入し、その欠を補う「かな」を発明して日本語を書き慣れてから既に久しい。この漢字を反省し、批判の眼を向けるようになったのは明治維新の改革に始まる。明治以降の動きは次の二書に詳しい。

明治以降国字問題諸案集成 吉田・井之口共編

明治以降国語問題論集

○音は漢字、今は洋字・洋語の輸入が盛ん。

Y シャツ

大安売り

¥ 500円

上のような文はどこにでもころがっているごく普通の広告。僅か十二字の文中に漢字あり、片カナ平かなあり、アルファベットのY、それに多のような特殊記号やアラビヤ数字さえ加って、まことに奇妙な、だが何でも消化する強靱な胃袋を思わせる表現ではある。

「日本語は……日本本来のことは非和語は語全体の三分の一ぐらい、あとはみんな借り物みたいなものだ。」（佐伯一 国語概説 140p）

と言われる如く、日本は昔では漢字を始め漢文化の輸入に力めたが、明治以降はまた西洋文化の移入に忙しい。但し、我に無いものを吸収消化するに吝かであってはならぬが、外国語、外来文字の取り入れには慎重であって欲しい。世人往々にして片カナや横文字の

コトバに対しては直ちに輕兆と難じ、逆に漢字コトバを以て穩健とし、或いはより日本的と見る傾きがあるが、之は必ずしも当らず、内容をよく勘案すべきである。蓋し

「皇國ヨリ見レバ、漢ト洋ト、同ジク是レ他邦ナリ。」（明治五、南部義壽の建議）である。

日本は今、「漢字まじり平仮名」文を主とする。そして先にあげた例の如く、必要に応じて片カナやアラビヤ数字、洋文字も混用される。

全く異質の文字を平常に國語の表記に併せ使うのは、日本と韓國（漢字とハングル）であり、また漢字を使用し、之に対する將來の定見を確立していない國は、日本と中華民國（蒋介石政權）の二國のようだ。いま日本の國語政策はどう動いているのであろうか。

▽國語政策における漢字問題の將來

先ず國語調査委員會の動きを略述すると、

明治35年3月、國語調査委員會（委員長前島密）の設置

調査方針にいう、

- 一、文字は音韻文字（フォノグラム）ヲ採用スルコトトシ、仮名羅馬字等ノ得失ヲ調査スルコト
- 二、文章ハ言文一致体ヲ採用スルコトトシ、是ニ関スル調査ヲ為スコト
- 三、國語ノ音韻組織ヲ調査スルコト
- 四、方言ヲ調査シテ標準語ヲ選定スルコト。

普通教育ニ於ケル目下ノ急務ニ応セムタメニ、左ノ事項ニツキ

漢字文化圈諸國の漢字政策

テ別に調査スル所アラントス

- 一、漢字ノ節減ニ就キテ
 - 二、現行普通文体ニ就キテ
 - 三、書簡文、其他日常慣用スル特殊ノ文体ニ就キテ
 - 四、國語仮名遣ニ就キテ
 - 五、字音仮名遣ニ就キテ
 - 六、外國語ノ写シ方ニ就キテ
- 大正2年廢止。

〳 15年5月、臨時國語調査會（委員長林太郎、後、上田万年）

當面の調査方針

- 一、漢字の制限に関する件
- 二、かなづかひの改定に関する件
- 三、文体の改善に関する件

昭和9年

（なお臨時ローマ字調査會が昭和5年11月発足）

〳 9年12月、國語審議會（文相の諮問機關）

- 一、國語の統制に関する件
- 二、漢字の調査に関する件
- 三、かなづかひの改定に関する件
- 四、文体の改善に関する件

昭和24年

〳 24年11月、國語審議會（文部省設置法に基き、建議機關となる）

一國語審議會令により、

国語の改善

国語教育の振興

←ローマ字に関する事項

につき調査審議し、之らに關し必要と認めらるる事項を文相に建議する。

現在は第八次審議會（委員長前田義徳）

▽戦後の国語・国字改革の動き

21・4・7 アメリカ教育使節団の報告書（英文177頁）

〃 〃 〃 11・3 （日本国憲法公布）

〃 〃 〃 5 現代かなづかい制定

〃 〃 〃 6 当用漢字表

11・16、内閣告示第三十二号

当用漢字は一、八五〇字と決定。前の常用漢字一、二九五字より九字を削り、五六四字を加えた。但し書にいう、

固有名詞については別に考える。

23・2・16、当用漢字別表（教育漢字）八八一字発表

〃 〃 〃 当用漢字音訓表

24・4・28 当用漢字字体表

26・5・25 人名用漢字別表九二字

なお「送りがな」については、送り仮名法（明40）の外、公文用語の手びきの「送りがなのつけ方」（昭24） 文部省刊行物表記の基準（昭25）送りがなのつけ方（昭34）など。

▽当用漢字、現代かなづかいのその後の歩み

この二ツは当を得た案として世人に受け入れられ、大方の新聞雑誌も進んで協力し、実施すまでに20余年、若年層を中心に確実に浸透

している。支持率を調べた例では、

○国立国語研究所が昭和34年の一年間、90種の雑誌（世界、新潮、群像、中央公論など）を調査した結果は、

当用漢字が九五・六%を占め、

更にそのうち、地名人名を除くと、実に

九六・八三%が当用漢字だという。

○同所の一九六六年、報告書29の31表に、

東京のある小・中学校各一校のPTA母親118名を「戦後の国語政策を支持する」率について調査した結果は左の如し。

44才以上……80%

44才以下……57.1%

33才以下……20%

○国語を愛する会（「日本語」を月刊）の世論調査

「当用漢字」その他を綜合して、

一九六〇年時 賛成 反対 その他 不明
一九六六年時 八一・五 一〇・四 五・四 二・七

一九六六年時の内訳をあげると、

1 当用漢字（一般的な表記は一八五〇字の漢字ですませる）

賛成 反対 その他 不明

七一・九 一七・七 七・五 二・八

2 字体整理（たとえば團體を団体と改めた）

賛成 反対 その他 不明

八七・一 一七・〇 四・一 一・八

3 音訓表（たとえば流石、却って、のような書き方をやめた）

賛成 反対 その他 不明

八〇・二 一一・一 一五・四 二・三

4 現代かなづかい

賛成 反対 その他 不明

八四・〇 九・三 三・九 二・八

5 新送りかな（たとえば「助る」を助かると書いて、助けると誤

られないようにした）

賛成 反対 その他 不明

八四・五 五・九 五・九 三・六

（日本語—昭41年8〜9月号）

▽新しい国語政策を批判する人々

1、学問的に

国語政策は是非長短を学問的に論争されねばならぬ。明治期の漢字廃止ないし節減論や「一引き仮名づかい」論に対しては、漢学者国学者の反対が強かったが、今は我田引水のな議論はなくなり、学的根拠に基づく漸進的な慎重論や賛成論が多くなっている。時勢の推移が反論のあれこれを解消に導いている面も少なくない。

2、文学者の立場

森鷗外や芥川竜之介など、そして現在も文学者の中に異論を唱える人は未だ多い。

当用漢字や現代かなづかいではニュアンスが出せぬという者、之では古典が読めない、伝統の文化を亡ぼすと極論する者、一昔前には

漢字文化圏諸国の漢字政策

「口語では小説は書けぬ」とか、「候文を廃しては手紙が書けぬ」と杞憂した人もあったが、要は文学的価値の有無である。

本来はかなで書かれた源氏物語が、今は漢字かな交り文で読まれるが、文学的価値に変わりがあるであろうか。蕪村には次の句がある。

あらむつかしの仮名遣ひやな 字儀に害あらずんばあまよ

梅咲きぬどれがむめやらうめぢややら（発句集）

（備考 本草和名に^{ムメ}字女 和名類聚抄に^{ウメメ}字女）

3、思想的に

国を愛する心に変りはなくとも、改革という保守的な人はとかく反対側に立ち易い。蓋し既得の知識、財産、習慣などに変革を加えられるのは人間誰しも好まぬ所、この故に知識階級、老齢層などが抵抗を感じ勝ちだが、戦前にはこの外に国粹論者、絶対主義国家論者などの反論もあつた。

4、団体組織

嘗て標準漢字表が発表（昭17・12）されるや、俄に大日本国語会が成立し、「大法論」などを拠点として反論が掲げられたことがある。最近では昭和34年、送りがなのつけ方（7・11、内閣告示）の発表に当たり、「国語の表音化反対」を旗じるしに国語問題協議会（34・11、結成—小汀利得理事長）が生まれ、委員には時枝、山岸、成瀬、宇野、塩田、山本、福田、大野、阿部、石井、田辺の諸家が名を連ねている。

要はよき研究が積まれ、突り多き討論が重ねられて、日本の国語・

国字政策がより正しい方向をとり、明るい展開を齎して欲しい。

5 その他

新政策を支持する側でも、今の案が必ずしも万全と考えるわけではない。当用漢字については、

1、既定の一、八五〇字はすべてが妥当であるか

選定時は資料に乏しく、また十分に調査する余裕もなかった。昭34、雑誌90種を調査して、内の15字は一度も使われず、外の9字は百数十回も使われている事が分かり、之らに基づいて審議会は既に28字の出し入れ案を発表(昭和29年)。時勢に応じ、使用の実情緩急を考えての手直し、字数そのものも必要があれば若干の増減があつてよい。

2、岩淵悦太郎漢字部会長が、「国語問題は字の方から攻めるんじやなく、ことばの方から攻めるのが正道。」というの肯ける。ことばを正せば、かなを使った漢語、次々と汨濫する新作熟語も自ら穏当なものとなる。

3、簡易字体(新字体)の181字(前の標準漢字表では78字)については、略体の使用は結構だが、一字一字を指定したための矛盾、また応用が当用漢字外に及ばぬ不合理がある。

例 母―毎、海。卒―碎、雜。仏、払―沸。区、欧―鷗。(当用漢字外)

朝日新聞は印刷について、「当用漢字は書体表に従う。その他でも亀、滄、繩、電、鳴、レなどは一般に書かれる略体を使う。」

4、漢字やかなの教授法の研究が必要

既に石井勲らに漢字教授の実績成果があり、理論も明かにされている。平かな片カナはどう教えるのが心理的にも効率が高いか、漢字の系統的学習には必ずしも一字一字の面数の繁簡に関りはあるまい。また小学校の国語の教授時数やその内訳についても検討すべき面がある。

5、音訓表の一つ一つは妥当で検討済みか

例えば来はライ・クであるが、来ルはコ、キ、クと活用する。

6、日本人に日本の地名が書けないの悲劇

国号日本はニホンカニッポンか。神戸には七通りの訓み方があるという。また逆にヨシカワという姓、カズオという名にはさてどの漢字を充てたらよいか。確かに、

「固有名詞については別に考える」(但し書) 必要がある。

7、新しい慶量衡の単位を簡明に表わす符号
既に米や料、瓦・砵・屯など、*a*や*ha*、*m*・*m'*などがあるが、度量衡の単位には簡明で系統的な符号(和字でもよい)を審議会あたりで発案し、調整して欲しいものである。

▽ 結 び

国語・国字の事は遠大かつ険難だ。蓋し国の民族の、歴史と伝統の上に立ち、強い誇りと愛着の中に育てられ、現在が固より、更にわが子わが孫と将来の後継者をはぐくむ最も重要な案件である。この問題は平常に於て十分に検討されねばならず、而して祖国が大きな変事、異常な改革に際会した時、特に国民の重大関心事となる。

江戸期、国学の勃興で研究の緒が開け、明治維新を迎えて世界への

開眼、そして今次敗戦を契機としての反省裡に、国民の自覚は深ま
っている。

凡そ世界の歴史を見て、**国字**を全面的に、或いは部分的に改めた国
(トルコは一九二八年ケマル・パシヤによるアラビヤ文字からローマ字への文字改革又
アラビヤ語ベルシヤ語を追放して、古いトルコ語を復活する言語改革も行われて、成功
している。)の例は少なくはない。然し**国語**を**変改**した例は大國には
見当らぬ。(例はある。世界に散在していたユダヤ人は18年前途にイスラエル国を立
てたが、旧ヘブライ語を復活させ、足らざる面に人工を加え**国語**とした。最近に民族自
決に基づいて生れた群小新興國は何れも**word war**の悩みを抱えている。)

日本は幸いに一民族、一言語で、外國に往々にして見る種族間の争
い、階級制カーストや宗教上の葛藤はない。国として一言語制で、日本語一
筋に打ちこめる点はまことに恵まれている。

茲に維新百年、既に言文一致に成功し、共通語も普及した。政府の
執っている一連の国語政策は大綱に於て妥当と思われ、効果も挙げ
て来ている。今後更により良く推進する為には、国民の理解と協力
の下、一層の専門的な研究や資料調査、遠い将来を見通した達識が
必要である。採長補短、採るべきを採り、捨つべきを捨て、慎重で
あり、果斷でありたい。

そして何はともあれ、我々はわれらの国語に誇りと自信を持ちた
い。日本語はわれら一億国民のコトバ、そしてそれは今や世界でも
有数の力強い大言語なのだから。(42・8・31稿)

明治以降、漢字教育案の変遷表

慶応	二	一八六六	前島密「漢字御廃止之議」を將軍慶喜に建白
明治	五	一八七二	南部義壽「文字ヲ改換スルノ議」を建白(漢字廢止、ローマ字採用論)
	六	一八七三	福沢諭吉「文字の教」(漢字は二千〜三千)
	二〇	一八八七	矢野文雄「三千字引」を報知新聞に発表
明治初期中期の教科書の漢字数			○文部省編の単語篇(一、二、三、篇)小学教則による教科書)には二七五九字
大正一二		一九二三	○国定尋常小学読本は一三六〇字
昭和六		一九三一	○小学国語読本一三六二字
	一一	一九三六	高等小学読本(新出五〇〇字) 一八六二字
	一三	一九三八	文部省臨時国語調査会「常用漢字一九六二字略字一五四字
	一七		常用漢字を修正して一八五八字
	一七	一九四二	カナモジ会「漢字五百字制限案」発表
	二一	一九四六	国語審議会「標準漢字表を決定答申、常用漢字一三四字準常用漢字一三二〇字特別漢字七四字、合計二五二八字、簡易字体七四字、一般に使用して差支えない簡易字体七四字十二月右の標準漢字を修正して総数二六六九字とすることを閣議了承
			国語審議会「当用漢字一八五〇字